

訪問看護・介護予防訪問看護 重要事項説明書

訪問看護若しくは介護予防訪問看護(以下、「訪問看護」という)の提供にあたり、厚生省令第37号8条に基づいて、当事業所が説明すべき事項は以下のとおりです。

1. 事業者概要

| | | | |
|-------|-----------------------------|--------------|--|
| 事業者名称 | 国家公務員共済組合連合会 | | |
| 所在地 | 〒102-8081 東京都千代田区九段南 1-1-10 | | |
| 法人種別 | 国家公務員共済組合連合会 | | |
| 代表者 | 理事長 松元 崇 | 受任者・院長 稲瀬 直彦 | |
| 電話番号 | 03-3222-1841 | | |

2. 事業所が有する介護保険法令に基づき指定されたご利用事業所(平塚市内)

| | | | |
|---|--|--------------------|--|
| 介護保険法令に基づき、神奈川県知事から指定を受けている事業所名称及び県指定番号 | 国家公務員共済組合連合会 平塚共済病院訪問看護ステーションさくら 1462090074号 | | |
| 介護保険法令に基づき、神奈川県知事から指定を受けている居宅介護サービスの種類 | 訪問看護・介護予防訪問看護 | | |
| 所在地 | 〒254-8502 神奈川県平塚市追分 9-11 | | |
| | 電話：0463-30-1375 | ファックス：0463-30-1385 | |

3. 事業の目的と運営方針

事業目的

居宅において、主治医が訪問看護の必要性を認めた利用者に対して、適切な訪問看護を提供することを目的とする。

運営方針

(1)「平塚共済病院訪問看護ステーションさくら」(以下、事業所という)の看護者とその他の従事者は、利用者の特性を踏まえて可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようその療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指して支援する。

(2)事業の実施にあたっては、居宅介護支援事業所、関係区市町村、地域の保険・医療・福祉機関との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(3)事業所は、必要な時に必要な訪問看護の提供が行えるよう、事業体制の整備に努める。

4. ご利用事業所の職員体制

(2025年4月1日現在)

| 職種 | 常勤 | 非常勤 | 計 |
|---------|----|-----|----|
| 管理者(所長) | 1名 | | 1名 |
| 看護師 | 5名 | 1名 | 6名 |
| 保健師 | 2名 | 0名 | 2名 |

5. 営業時間

| | |
|------|---------------------------------------|
| 営業時間 | 平日 8時30分～17時15分 |
| 休日 | 土曜日・日曜日・祝日 12月29日～1月3日、4月第2木曜日(開院記念日) |

況によりご自宅に施錠が必要となり、訪問時に鍵を開けて伺う必要がある場合は、「キーボックス」の設置による管理をお勧めしております。

(4) ご利用者やご家族との連絡が取れず、ご利用者様の安否確認がとれない状況となった場合には、警察や消防に連絡しドアや窓等を壊しご自宅内に入らせていただく場合があります。その際の修理費用はご利用者様のご負担となります。

(5) 訪問中にお茶やお菓子・お食事等を、ご自宅で一緒にいただくことはできません。

(6) 自然災害や近隣の火災・水害により、職員の安全が確保できないと判断した場合は、訪問できない場合があります。なお、気象庁により「震度 5 弱以上」または「警戒レベル 3 以上」の防災情報が発令された場合も訪問を控え、その後の情報をもとに訪問日や時間の変更調整をさせていただくことがあります。また、訪問中に被災した場合、職員はご自宅から退出させていただきます。

訪問看護の提供を開始するにあたり、利用者に対して重要事項説明書に基づき、説明致しました。